

# 自転車通行空間整備の現状と課題

## 1 自転車通行空間の整備状況

板橋区内の自転車通行空間の整備状況は下図に示すとおりとなっています。

ガイドライン※に準拠した整備済み区間は、整備形態②（区道24-010号、23-062号、2693号、2692号で構成される）の首都高速5号池袋線高架下の1区間のみの状況です。その他の区間については、歩道上での視覚的分離、構造的分離で整備されています。

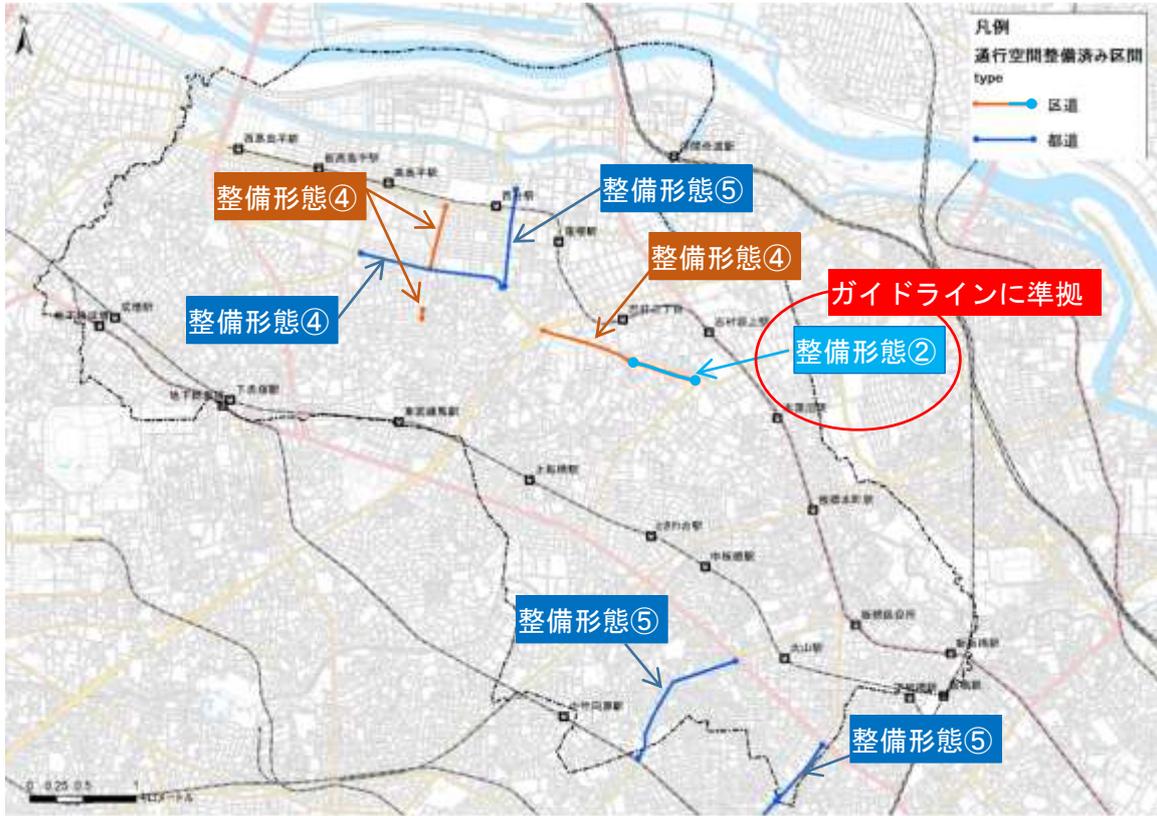


図 通行空間整備済み区間

表 整備形態の一覧

ガイドラインに準拠

整備形態	定義	整備事例	整備形態	定義	整備事例
① 自転車道	歩行者や自転車と自転車の通行部分を舗石又は工作物で連続して分離		② 自転車歩行者道の視覚的分離	歩行者と自転車の通行部分をカラー舗装により視覚的に分離	
② 普通自転車専用歩行者道「自転車レーン」	車道の左側に普通自転車専用通行帯の交通規制を実施し、道路標識等により自転車走行空間を明確化		③ 自転車歩行者専用道路	専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供するために築立して設けられる道路	
③ 車道混在 ①-1 自転車ナビマーク ②-1 自転車ナビサイン ②-2 自転車ナビサイン ③-1 自転車ナビサイン後継 ③-4 緑帯のカラー化	ヒートマップ（自転車ナビマーク・自転車ナビサイン）の設置や、緑帯・停車帯内をカラー化することにより自転車走行位置を明確化		④ 自転車専用道路	専ら自転車の一般交通の用に供するために築立して設けられる道路	毛平公園 
④ 自転車歩行者道の構造的分離	歩行者と自転車の通行部分全種樹帯などにより構造的に分離		その他 特道（公園区域） 河川管理用道路等	道路法の道路ではない緑道（公園区域）、河川管理用道路等で自転車通行空間として供用している区間	

※安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28（2016）年 国交省及び警察庁）



### 3 自転車通行空間の整備に関する課題

平成 12(2000)年度に「板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画」を策定し、計画に定めたコリドー路線約 25km（上下線の合計値）に対し、自転車専用通行帯と自転車歩行者道（歩道内で自転車と歩行者の通行帯を分離した道路）を合わせて約 5km の整備を進めてきました。この計画で、区としての整備は完了したものの、ネットワークとして形成されているとは言えない状況です。

一方、平成 24(2012)年と同 28(2016)年に示された国のガイドライン<sup>※</sup>では、「**自転車は『車両』であり車道通行が大原則**」と明記されており、これまで自転車歩行者道として整備された区間については、ガイドラインの主旨を踏まえた見直しの検討も必要です。

令和 2(2020)年 1 月に実施した WEB アンケートによれば、自転車活用推進のために注力すべき取組として、「**自転車が利用しやすい道路環境の整備**」が最も多くの回答者から挙げられており、道路幅員が国道や都道に比べて狭い区道での整備のあり方についても、工夫しながら整備を進めて行く必要があります。

※安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28（2016）年 国交省及び警察庁）



図 自転車ネットワーク

出典：板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画

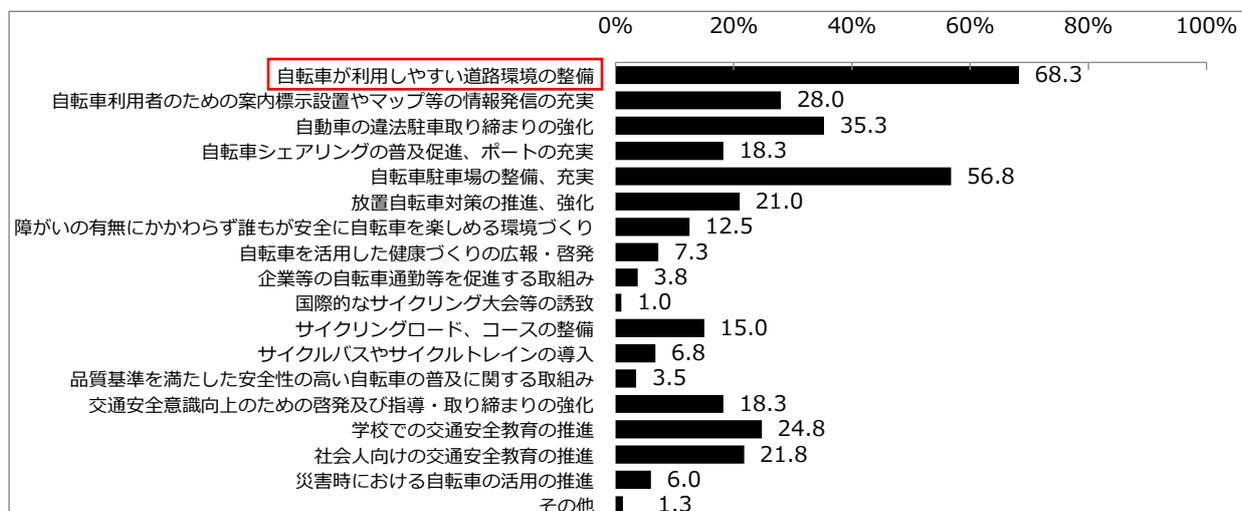


図 自転車活用推進のために注力すべき取組み

出典：板橋区 WEB アンケート（2020）